

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-5-1
許認可等の種類	猟銃の製造事業の許可、販売事業の許可			
根拠法令条例等・条項	武器等製造法第17条第1項、同法第19条第1項			
許認可等の概要	<p>猟銃等の製造事業を行おうとする者は、事業場ごとに猟銃等の種類を定めて、許可を受けなければならない。猟銃等の販売事業を行おうとする者は、店舗ごとに許可を受けなければならない。</p> <p>(最終) 知事 (専決) ものづくり振興課長 (委任)</p>			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>通達に示された基準による。</p> <p>(1)武器等製造法の施行について(昭和28年9月9日付け28重局第1181号)</p> <p>(2)武器等製造法の一部改正について(昭和46年9月16日付け46重局第1217号)</p> <p>(3)猟銃等の製造及び販売事業者に対する指導について(昭和44年12月22日付け44重局第2488号)</p> <p>(4)猟銃等の製造事業者又は販売事業者に対する猟銃等の盗難防止対策に関する指導の強化について。(昭和54年6月9日付け54機局第154号)</p>			
基準の制定根拠	法令、通達に基づく基準			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	25日(経由機関(地域振興局)10日、処分庁15日)			
期間の制定根拠	過去の実績			